

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や耐震化の遅れなど、大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめ、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

また、簡易水道事業は農山漁村部を中心とする住民の生活に必要な不可欠な社会基盤であるが、今なお約270万人の人々が不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされており、この水道未普及地域の解消は依然として大きな課題である。加えて、地方の急激な人口減少に伴い、50人以上の飲料水供給施設の要件に当てはまらない集落もふえており、補助要件の緩和が求められるところである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新、維持、管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額の確保を行うこと。
2. 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、広域連携の推進や適切な資産管理の推進、具体的な措置を講じることにより、水道の戦略的な基盤強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月28日

大阪府茨木市議会